

公益財団法人 核物質管理センター

第26回評議員会議事録

1. 開催日時 令和5年6月7日(水)
14時00分～16時15分
2. 開催場所 東京都中央区八重洲1丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 3階 ROOM5
3. 出席者(順不同 敬称略)
評議員 阿部 信泰、石塚 昶雄、佐々木 康人、杉浦 紳之、藤井 靖彦、
松井 一秋【評議員現在数7名、出席評議員6名】
(草間 朋子評議員は欠席)

理事 代表理事 理事長：下村 和生
業務執行理事 小林 功、久野 祐輔【理事出席計3名】

原子力規制庁
長官官房 核物質・放射線総括審議官 佐藤 暁
放射線防護グループ 放射線防護企画課保障措置室長 寺崎 智宏

事務局 総務課長：遠藤 雅伸 他
4. 議長 評議員：松井 一秋
5. 議案等
 - ・議案：役員候補選考にかかる指針(決議事項)
 - ・原子力規制庁との意見交換
6. 議事の経過及び結果
会議の前に理事長から挨拶とともに、意見交換のため出席した原子力規制庁の佐藤総括審議官と寺崎保障措置室長の紹介があった。

評議員会の開会に先立ち、定款第18条に基づく評議員会の議長の互選を行い、石塚評議員から松井評議員を議長に推薦する旨の発言があり、出

席評議員全員異議無く、松井評議員が議長に選出され、以降、松井議長の進行により、議事が進行された。

審議に先立ち、本評議員会の成立について、事務局から評議員現在数7名、出席は評議員6名であり、定款第19条第1項に規定する決議に必要な評議員の出席要件を満たすことが確認された。

次に、定款第22条の議事録署名人について、藤井評議員と杉浦評議員2名を選出し、議案の審議に入った。

6.1. 議案の審議経過

議案：役員候補選考にかかる指針

資料1により、公益財団法人核物質管理センター（以下「センター」という。）の役員候補選考にかかる指針（案）について、事務局から説明があった。その後、審議を行い、以下の確認等があった。

- ① 選考の進め方として一般的に書類選考と面接が考えられるが、それらを実施することの記載がなくてよいかとの確認があったが、指針10で「候補者の経歴等選考に当たって必要な情報」によって解釈できると認識が共有された。
- ② 透明性の確保という観点から、面接までも公開するかとの質問があり、公開する必要はないとの認識が共有された。
- ③ 理事の任期制限（通算就任限度期間）を設けるべきとの意見が示された。任期制限の規定は、法人（業界）によっては規定しているところもあるようだが、定款で定める内容のものであるため、本件指針には設けないことの認識が共有された。任期制限については別途議論する。

また、資料1の表紙記載の本指針に至る経緯において、センターの「活動財源の大部分が税金を原資としていること」との記載があるが、評議員会の決定文書としては不適當（不必要）な表記と思われるとの意見が示された。これについては決議の対象は資料1別紙の指針のみであることから、ここでは指針（案）について議論を行うことで了承された。指針（案）については、以下の追記等の意見が出された。

- ① 指針に、新たに15として、「選考委員会の事務は、選考委員会とセンターが協議し、指名された者が行う。」を追記する。雑則は指針15から16とする。
- ② 指針13に「また、その他広く公募を周知するよう努める。」を追記する。
- ③ 指針14の文言中、法律名の誤記を正した。具体的には、「規則」を「規

制」と修正する。

6.2. 議案の決議結果

平成30年6月14日付 評議員会決定は廃止し、新たに上述の修正を行った「公益財団法人核物質管理センター役員候補選考にかかる指針」を令和5年6月7日付で評議員会決定とした。

なお、業務執行理事である久野祐輔氏が令和5年6月末をもって退任するため、後任者の選考に際しては、今回決定した指針を用いて公募することが確認された。

役員候補者選考委員会委員の選任に関しては、次回の評議員会（令和5年6月28日予定）において、外部委員3名の案を事務局から提案し、次回評議員会で決定することとした。

また、評議員会の事務の運営を担当する部署を、センターから独立した部署として設けることについては、人件費措置等の問題もあり、検討を継続する。

7. 意見交換

原子力規制庁から、センターに対する基本的認識等について資料を参照しつつ説明された。

- ・我が国の保障措置活動においてセンターは多大な貢献をしていると評価。それゆえ、センターのガバナンス（役員選考プロセス等を含め）を強化し透明性をより一層確保しつつ、今後もセンターの貢献を期待したい。

（「我が国における2022年の保障措置活動の実施結果」令和5年5月31日原子力規制庁、の資料中、センターの保障措置検査実績（人・日）1725。）

- ・IAEAの保障措置活動における日本の比重は大きい（六ヶ所再処理施設の稼働予定）、さらに世界的にも保障措置活動は重要である。

- ・具体的な実施策の提案があれば、重要度・優先度に従って予算措置等対応が可能である。また、中長期的な課題で、我が国における保障措置活動の在り方を検討している。

センター側から

- ・公益財団法人としては定款に定める業務に、技術開発、広報、技術者養成、国際協力があるが、現実的にはセンターは指定機関業務（保障措置検査等業務、情報処理業務）が大部分。資料2の更田委員長（当時）の発言内容にあるように、日本の保障措置に寄与する法人の在り方等が検討されるべき時期にあると考える。
- ・指定機関の業務は裁量を伴わない定型化されたものを実施することとなっているが、センターの若手育成のためにも、またセンターが専門家集団となるためにも指定機関の在り方（役割）の検討を希望する。IAEA 保障措置も進化し、国レベル保障措置という形を採り、従来保障措置協定だけでなく追加議定書に基づく検証も含め総合的アプローチで評価されるようになった。指定機関も含め国の保障措置全体が、より効果的に対応できる体制となるよう考えていくべきである。センター若手職員の専門性を高めるためにも単なる定型業務を担当するだけでなく、動機付けとなるような業務のあり方を検討していくことが重要と考える。
- ・定款に定める業務以外、例えば保障措置に関する広報活動・技術支援も重要であると考え、現状、実施が困難な状況にある。

評議員からは次のような意見が示された；

- ・原子力平和利用の前提や国際核不拡散の一翼を担う、センターが行う保障措置は大変重要な役割を担っている。センターの各人がその重要な任務を認識することが必要。センターの特殊性とかよく言われるが、まずは何ゆえ特殊なのかを再度よく考えておくべき。

8. 配付資料

- 資料1 公益財団法人核物質管理センター役員候補選考にかかる指針について（案）
- 資料2 原子力規制委員会会議議事録等の抜粋
- 資料3 原子力規制委員会の資料（関係分）

以上、評議員会の議事の経過及び結果を明確にするために、議事録を作成し、議長及び議事録署名人が次のとおり記名押印する。

令和5年6月7日

議 長 松 井 一 秋

評 議 員 藤 井 靖 彦

評 議 員 杉 浦 紳 之

(議事録作成者 : 公益財団法人 核物質管理センター
総務部総務課長 遠藤 雅伸)